

緊急事態宣言の延長に伴い、9月13日以降の府立学校における教育活動は、引き続き以下のとおりとする。

1 授業

- ・ 分散登校や短縮授業は行わず、通常形態（1教室40人まで）を継続
- ・ 毎日の健康観察や基本的な感染症対策を徹底し、感染リスクの高い活動は実施しない
- ・ 感染拡大により不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う

2 修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事

- ・ 原則延期する
- ・ 延期が困難な場合は、感染防止策を徹底したうえで以下の条件を満たした場合にのみ実施する
 - * 旅行（移動）先の都道府県が大阪からの受入れ拒否をしていない
 - * 事前に滞在先の保健所と調整を行い、児童生徒・教職員等が陽性となった場合でも、現地での受入れ体制が整っている
 - * 参加する児童生徒、引率する教職員に、事前のPCR検査を実施

3 学校行事（文化祭・体育祭）

- ・ 感染リスクの高い活動（飲食物の提供、騎馬戦等）は実施しない

4 部活動

- ・ 原則休止
- ・ ただし、公式大会への出場等の場合は、感染防止策を徹底したうえで、活動時間を短縮して実施する。この場合でも、感染リスクの高い活動は実施しない。

5 感染者が確認された場合の臨時休業・学級閉鎖等について

- ・ 陽性者が確認された場合、学校全体を臨時休業するとともに、PCR検査対象者リストを保健所に提出
- ・ 保健所による検査対象者の決定後、検査結果判明まで検査対象者の所属する学級等の閉鎖
- ・ 検査の結果、陽性者が判明した場合は、学級等の閉鎖を7日間延長、陽性者がいない場合は学級等の再開（濃厚接触者は14日間の行動制限）